

## 戸田市住まいの防犯対策補助事業実施要綱

令和7年3月27日市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅侵入等の犯罪の被害を未然に防止するため、住宅の防犯対策を行う市民に対し、その費用の一部として戸田市住まいの防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、市民の防犯意識の高揚と市民の安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次条に規定する補助対象者が現に居住する戸建て住宅（市の住民基本台帳に記録されている補助対象者の住所に所在するものに限る。）において、補助金の申請年度に行った別表に定める、防犯を目的とする設備等（以下「防犯設備等」という。）の購入及び設置（以下「設置等」という。）に要する費用とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主であり、かつ、申請日において、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）に滞納がないものとする。

2 前項に規定する補助対象者が、第三者から借り上げた戸建て住宅に居住している場合は、防犯設備等を設置等することについて、所有者の同意を得なければならない。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、20,000円又は補助対象の防犯設備等の設置等に係る経費の合計額の2分の1に相当する額のいずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1年度に1回を限度とする。

### (補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市が

指定する申請期間内に、戸田市住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書（口座振替依頼書）（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯設備等の品目、防犯設備等設置の施工日若しくは防犯設備等の購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称及び所在地等が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 防犯設備等の設置状況が分かる写真
- (3) 市税等を滞納していないことを証明する書類の写し
- (4) 当該住宅の所有者の同意書（第2号様式）（第三者から借り上げた戸建て住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める時は、設置した防犯設備等の詳細が確認できるカタログ、図面等の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、同項第3号の書類の提出を省略させることができる。

4 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

5 第1項に規定する申請は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により行うことができる。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査（必要に応じた現地調査を含む。）した上で、補助金の交付の可否を決定し、戸田市住まいの防犯対策補助金（交付・不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の受付停止等）

第7条 第5条第1項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書による補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了する。

2 前項の場合において、受付終了日における申請者（書類に不備があった者を除く。）に対する補助金の交付については、当該申請者の中から抽選を行い、当該抽選順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定

を行うものとする。

(補助金の交付時期及び交付方法)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、原則として当該決定の日から30日以内に申請書兼請求書に記載された預金口座へ補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付対象となる防犯設備等の設置以外の用途に使用したとき。
- (4) 戸田市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者の利益となると認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力依頼)

第11条 市長は、申請者又は関係者に対し、防犯設備等の設置効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

設置箇所	防犯整備等の品目
玄関ドア	防犯錠又は補助錠
窓	防犯ガラス、補助錠又は防犯フィルム
玄関ドア、 窓以外の住宅敷地 内の場所等	センサーアラーム、センサー付きライト、録画機能付き インターホン又は防犯カメラ(住宅敷地内に設置する、 専ら当該住宅の防犯を目的とするものに限る。)